



水道メーター交換のお知らせ

ご家庭でご使用いただいています水道メーターにつきましては、使用水量を正確に計量するため、「計量法」により 8 年ごとの交換が義務付けられております。

つきましては、下記のとおり、有効期限を迎える水道メーターの交換を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1 交換対象となる水道メーターについて

今年度の交換対象は、**メーター番号が「26××」または「37××」**で始まるものです。(例: 26××-1234、37××-1234 等)

なお、昨年度までに交換ができなかったメーターも対象となります。

メーター番号は、水道メーター本体の蓋部分に刻印されており、2か月に 1 度の検針時に配付している「水道使用量のお知らせ」にも記載されておりますので、併せてご確認ください。

2 交換作業者について

交換作業は、沼田市指定給水装置工事事業者である **今井設備** が上下水道経営課からの委託を受けて実施いたします。

作業員は、身分証明書を携帯の上、ご自宅の敷地内にある水道メーター設置場所へ立ち入り、細心の注意を払って作業を行います。

ご不在の場合でも作業を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご承知置きください。

なお、交換作業を円滑に実施するため、水道メーター周辺の整理等にご協力をお願いいたします。

3 交換費用について

水道メーターの交換にかかる費用は、上下水道経営課で負担いたしますので、お客様のご負担は一切ございません。

ご不明な点がございましたら、以下連絡先までご連絡ください。

連絡先

沼田市都市建設部上下水道経営課経営係
電話: 0278-23-2111 (内線 4145)